【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 10月14日 (火) 15時00分

発表項目(行事名)	公表方法の変更について (野鳥の高病原性鳥インフルエンザ)	
記者レクチャー	(実施日時)	発 表 者
のお知らせ		発表場所
概要	【ポイント】 野鳥の高病原性鳥インフルエンザについて、令和7年シーズン(令和7年9月~)における環境省の対応マニュアルの改訂内容を踏まえ、道では、昨シーズンと公表方法等を変更しましたので、お知らせします。※変更点:11月以降の「簡易検査の省略」・「疑い事例の道Ⅲ公表」 1. 道マニュアルの改訂内容について環境省では、本年9月にマニュアルを改訂し、より迅速に感染の確認を行うため、最短1日で病原性の確認が可能な新しい遺伝子検査方法を採用することとしました。 これに伴い、従来、感染の疑い事例把握のために遺伝子検査前に実施していた簡易検査は省略されます。(※早期警戒期間(9~10月)を除く)このため、道としては、国の取扱いに準じて、早期警戒期間は従来どおり簡易検査を実施し、11月以降は簡易検査を省略することとしました。 〈環境省マニュアルの改訂理由〉 ○ 検査機関における新手法の遺伝子検査の開発により、最短1日で病原性の診断が可能となったこと(これまでは判定に3~7日程度を要した)。 ○ これまで、簡易検査が陰性でも遺伝子検査で陽性となった事例が多数あったこと(R4:46件、R5:37件、R6:44件)。 2. 公表方法について発生時における公表は、今後、次のとおりとします。	
	早期警戒期間 (9~10月) 疑い事例(※)発生時及び高病原性確定時に、報道発表を行う(昨ま	左記以外の期間 (11月以降) 生 高病原性確定時に、報道発表を行う。 疑い事例発生時は、ホームページで の公表を行う (環境省と同様)。 、高病原性が未確定の段階のもの。
参考		
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い 他 の ク ラ ブ	同時配付	
と の 関 係	T	

TEL:011-231-4111 (内線 24-384) ダイヤルイン:011-204-5223

公用スマホ:011-585-6104 内線31049

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る検査等の流れ

